

Advantec Refuse

〒379-2101 群馬県前橋市泉沢町 1250 番地 16

TEL.027-268-0055 FAX.027-268-0058

<http://www.atr-eco.co.jp/>



2022

社会・環境報告書

目次

1. ご挨拶	P. 02
2. 環境方針	P. 02
3. 会社概要	P. 03
4. 経営戦略	P. 04
・環境マネジメントシステム（国際規格 ISO14001）	
・産廃エキスパート	
・群馬県優良企業表彰制度 優秀賞受賞	
5. 環境負荷低減の取組み	P. 05, 06
・化石燃料の有効活用	
・バイオマス資源の有効活用	
・周辺地域美化活動	
・飼料化の推進	
・その他の要求事項	
6. 従業員の教育・研修	P. 07, 08
・環境一般教育	
・安全運転教育ならびに安全衛生教育	
・省エネ講習	
・緊急時の対応訓練	

1. ご挨拶

～ADVANCED TECHNOLOGY REFUSE～

我々の社名には、“常に先進的な技術で廃棄物を処理していきたい”という思いが込められております。

この30年間、廃棄物処理業という立場から『環境』に携わってきたわけですが、環境そのものの変化、環境に対する認識の向上、そして環境を取り巻く各種法令の整備等、大きな変遷を経ながら時代の要請は間違いなく厳しく高次元なものとなりました。

限りある資源が枯渇してきている状況で、廃棄物は大きな可能性を秘めています。それを生かすも殺すも、我々環境事業に従事する一人一人の熱意。業界のリーディングカンパニーとして、「優良産廃処理業者」「産廃エキスパート」「群馬県優良企業表彰」等頂戴した認証の誇りを胸に、今後も『環境』に対し、真摯に誠実に向き合っていくことをお約束致します。

全てのステークホルダーの方々への感謝、そして未来の環境への力強いコミットをここに宣言し、挨拶にかえさせていただきます。

代表取締役社長

坂切勇真

2. 環境方針

株式会社アドバンティク・レヒューズは、私たちが生活し労働する地域社会を含む地球環境の保全が事業上の重要課題の一つであると認識し、全従業員が責任を持ち、一丸となって循環型社会形成に貢献します。

1. 化石燃料使用量の削減、省資源、省エネルギーに積極的に取り組む。
2. 地域社会の一員として自覚と責任を持ち、環境保全に努めると共に、周辺地域の美化活動を推進する。
3. 廃棄物として処理をしている食品残渣について、再生エネルギー源としての利用価値を判断し環境への負荷が少ないバイオマスエネルギーの有効利用を推進します。
4. 廃棄物として処理をしている食品残渣について、資源の有効活用、廃棄物発生量の抑制を図る為、飼料化を推進することで循環型社会の実現に貢献します。

2021年4月1日

3. 会社概要

名称 株式会社アドバンティク・レヒューズ（略称：ATR）



本社 〒379-2101 群馬県前橋市泉沢町 1250 番地 16
泉沢工業団地内

設立 1984年12月24日

資本金 1,300万円

従業員 82名（2022年3月時点）

事業内容 環境に係るコンサルティングビジネス

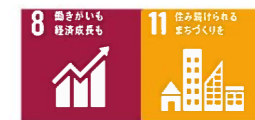
- ・一般廃棄物収集運搬
- ・産業廃棄物収集運搬
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬
- ・PCB 運搬等特殊廃棄物収集運搬
- ・各種環境プラント清掃/管理
- ・各種設備撤去/移設
- ・有機肥料製造販売
- ・廃棄物処理関連ソフト開発
- ・環境関連商品販売
- ・古物営業法に基づく古物商



許可状況

- ・産業廃棄物収集運搬業
山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県
千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業
山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県
千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
- ・一般廃棄物収集運搬業
前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、渋川市、宇都宮市（限定）

4. 経営戦略



～企業活動と SDGs のつながり～



安定性

- 30年に及ぶ実績・優良産廃処理業者認定
- ・産廃エキスパート・法令順守
- ・安定した財務内容

多様性

- 全品目許可保有・ISO等事務サポート
- ・産廃収運処理のみならず環境関連商品販売
- ・工事施工

先進性

- 環境ISO・各種管理体制
- ・先進車両設備・緑ナンバー
- ・エコドライブコンテスト入賞・情報公開

・環境マネジメントシステム（国際規格 ISO14001）

ATRは2006年5月認証取得。ゴミ（護美）にまつわる事業活動を通じて地球環境の保全に貢献するため、環境マネジメントシステムを構築しました。

取り組みの柱は

- ◆省資源・省エネルギー ◆事故による環境汚染防止 ◆地域環境の整備 など。

継続的な改善活動を地道に、しかし着実に進めています。廃棄物を取りまく制度・法律はめまぐるしく変化していますが、コンプライアンス（法令遵守）に努め、良き市民として安心して住みやすい地域社会を目指し、最善を尽くします。

・産廃エキスパート

2009年10月に東京都が全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度で、2010年2月に産業廃棄物の適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組みが評価され、業界の中核的役割を担う優良業者として、群馬県で唯一「産廃プロフェッショナル（第二種評価基準適合業者）」の認定を受けました。

2011年12月には「産廃エキスパート（第一種評価基準適合業者）」へランクアップし、業界のトップランナー的業者と評価され、こちらも群馬県本社の企業として唯一認定を受けました。



・群馬県優良企業表彰制度 優秀賞受賞

2013年度「群馬県優良企業表彰制度 商業・サービス部門」で優秀賞を受賞しました。「未来を担う世代が中小企業に誇りと夢を持てるよう、その重要さを伝える」ため、県内で活動する優れた中小企業等を表彰する制度で、高齢化への対応、従業員満足（ES）向上、安全安心の推進、環境保護など、社会的課題への積極的取組みが評価されました。



5. 環境負荷低減の取組み



～企業活動と SDGs のつながり～

2021年度 活動結果				
	実績値 (2021年度)	目標値 (2021年度)	参考実績値 (2020年度)	参考実績値 (2019年度)
化石燃料の有効活用 (実車率)	50.9%	50.4%	50.4%	50.4%
バイオマス資源の有効活用*1	3,671,350kg	5,994,328kg	3,236,250kg	4,885,200kg
周辺地域美化活動	3回	3回	3回	3回
飼料化の推進	27,259,640kg	19,153,000kg	24,286,953kg	11,720,000kg

*1 バイオマス発電施設・メタン発酵施設へ搬入した食品残渣の年間総重量。

・化石燃料の有効活用

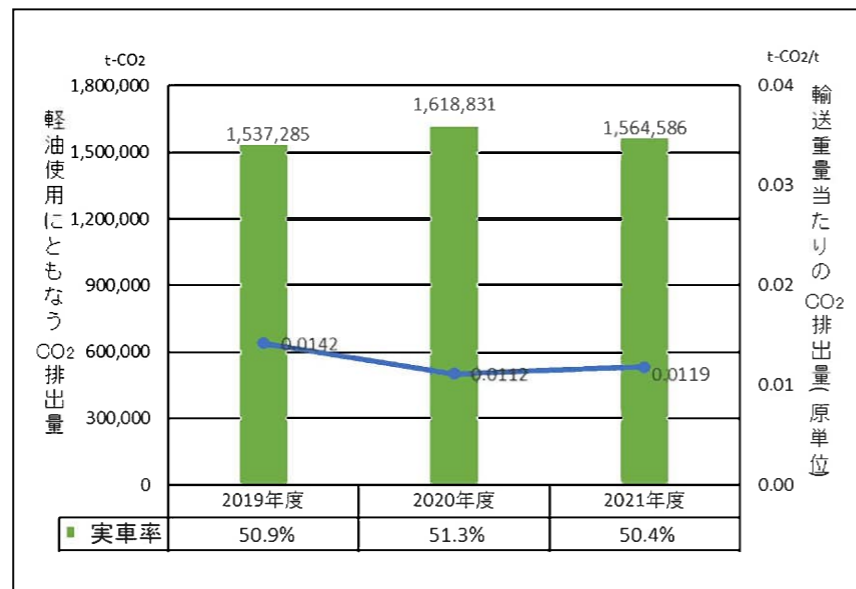
収集運搬業の要であるトラック。省資源・省エネルギーを考え、常にエコドライブによる二酸化炭素(CO₂)の排出抑制に取り組んでいます。

帰荷のある走行ルートを組み立て、「荷物を積載して走る割合(実車率)」を向上させることで、化石燃料をより効率的に使用しています。

過去3年間の売上推移から仕事量が増加していますが、CO₂排出原単位増加の抑制に成功しています。

(単位: 千円)

	年間売上額
2019年度	3,054,702
2020年度	3,171,496
2021年度	3,397,798



※CO₂排出量は環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.0)」のCO₂排出係数を基に算出。

・バイオマス資源の有効活用

お客様より排出される食品残渣、中でもコーヒー粕の処分場先として、燃やしてもCO₂の増減に影響を与えないバイオマス発電施設や微生物の力(メタン発酵)を使って食品残渣から発生するバイオガスを発電に使うメタン発酵施設をご紹介します。同施設にご搬入いただき、資源の有効活用・循環型社会の形成に努めております。

・周辺地域美化活動

地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、環境保全に努めると共に、周辺地域の美化活動を実施しています。回収したゴミは分別後、計量して処分しています。



・飼料化の推進

環境保全活動の一環として、食品残さのサイレージ(乳酸菌発酵)・乾燥・リキッド(食品残さと水等を混合してスープ状に加工)飼料としての有効活用をお客様にご提案させていただき、焼却廃棄した場合に発生する温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を削減させる取組みに努めております。

・その他の要求事項

外部コミュニケーションの要望に応えるため、また、安全に作業ができるよう現場内の注意事項や入構に必要な知識を各担当から現場で作業する社員への教育を実施しております。



6. 従業員の教育・研修



～企業活動と SDGs のつながり～

・環境一般教育

全従業員を対象に、環境活動の進捗報告、環境方針ならびに温暖化がもたらす影響を再確認するため、年1回環境教育を実施しています。

また、新入社員への教育も都度実施しており、環境への意識向上に取り組んでいます。



・省エネ講習

年に1回省エネ講習会を実施しています。省エネに関する知識を学び、アイドリングストップ（停車時エンジン停止）やエンジンプレーキ（燃料無噴射状態）を実践することで、CO₂の削減と燃料節約に貢献しています。



・緊急時の対応訓練

廃棄物運搬時の事故を想定し、常時携帯している緊急時対応マニュアルに沿って、年に1回実地訓練を行っています。

・安全運転教育ならびに安全衛生教育

関係法令に基づき、運転手が遵守すべき知識と技術を修得する為に、運転操作検査器による運転適正診断（警視庁認証）と必要な運転技術を指導しています。

